

【 事業所評価加算の概要 】

1 事業所評価加算は、選択的サービス（運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス。以下同じ）を行う介護予防通所介護相当サービス、介護予防通所リハビリテーション事業所及びリハビリテーションマネジメント加算を算定する介護予防訪問リハビリテーション事業所について、効果的なサービスの提供を評価する観点から、評価対象となる期間において、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合に、当該評価対象期間の翌年度におけるサービスの提供について 1月につき120単位 加算を行うものです。

2 加算算定に関する流れは、次のとおりです。

(1) 事業所から市へ必要書類を提出（10月15日締め切り）

※既に事業所評価加算の算定を希望する旨の届出を提出している事業所については、今回改めて提出する必要はありません。

(2) 市では、申出のあった事業所情報を市の電算システムに登録（10月中旬）

(3) 市では、申出のあった事業所情報を、県を通じて国保連合会へ提供（10月末）

(4) 国保連合会では、事業所情報や受給者情報、各事業所の給付実績等をもとに、所定の計算式により評価基準値（注）を算出（11月～12月）

(5) 国保連合会では、（4）の算出結果に基づき、事業所評価加算算定基準に適合している事業所及び適合していない事業所の一覧表を作成し、県を通じて市へ送付（1月上旬）

(6) 市では、（5）の一覧表に基づき、結果通知書を事業所へ送付（2月上旬）

（注）評価基準値の算定のための計算式は、次のとおりです。計算の結果、①の値が0.6以上かつ②の値が0.7以上の場合、加算の算定基準に適合していることになります。

【介護予防通所介護相当サービス、介護予防通所リハビリテーション事業所の場合】

評価対象期間内（※毎年1月～12月）に選択的サービスを利用した者の数

① $\frac{\text{評価対象期間内に介護予防通所介護相当サービス又は}}{\text{介護予防リハビリテーションをそれぞれ利用した者の数}} \geq 0.6$

要支援度の維持者数 + 改善者数 × 2

② $\frac{\text{評価対象期間内に運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は}}{\text{口腔機能向上サービスを3月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者の数}} \geq 0.7$

【介護予防訪問リハビリテーション事業所の場合】

評価対象期間内（※毎年1月～12月）に

リハビリテーションマネジメント加算を算定した者の数

$$\textcircled{1} \frac{\text{評価対象期間内に介護予防訪問リハビリテーションを利用した者の数}}{\text{要支援度の維持者数} + \text{改善者数} \times 2} \geq 0.6$$

評価対象期間内に介護予防訪問リハビリテーションを利用した者の数

$$\textcircled{2} \frac{\text{要支援度の維持者数} + \text{改善者数} \times 2}{\text{評価対象期間内にリハビリテーションマネジメント加算を3月以上算定し、その後に更新・変更認定を受けた者の数}} \geq 0.7$$

評価対象期間内にリハビリテーションマネジメント加算を3月以上算定し、その後に更新・変更認定を受けた者の数

※ なお、評価対象となる期間は上記のとおりですが、各年12月31日までに国保連合会において評価対象受給者を確定する必要があることから、10月末日までに更新・変更認定が行われた方については翌年度の評価対象受給者となり、11月以降に更新・変更認定が行われた方については翌々年度の評価対象受給者となります。